

鶴岡市地域福祉計画、鶴岡市地域福祉活動計画 第2回策定委員会

日時：平成27年10月2日(金)

午後1時30分～

場所：「にこほる」大会議室

【次第】

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

(1) つるおか地域福祉プラン2010、おだがいさまのまちづくり計画2010の
検証について

(2) 各部会のテーマについて

NPO 法人日本地域福祉研究所 宮城 孝 副理事長

① 支え合いの仕組みづくり部会

② 生活困窮・権利擁護部会

③ 応援団づくり部会

(3) 質 疑

〈テーマ別部会の会場へ移動・休憩〉

支え合いの仕組みづくり部会	: 大会議室 1
生活困窮・権利擁護部会	: 大会議室 2
応援団づくり部会	: 小会議室

鶴岡市地域福祉計画

「つるおか地域福祉プラン2010」の検証

重点課題	施策の方針	現状・課題
1 住民主体による福祉コミュニティづくりの推進と条件整備	(1) 5層のエリア設定に基づく福祉コミュニティづくりの推進 (2) 住民による福祉コミュニティづくり運動への支援 (3) 地域支え合い活動「(仮称)地域安心ネット活動」の推進 (4) 「(仮称)地域支え合いプラン」の作成への支援	○住民主体の地域福祉活動の充実を図るため、5層エリア設定に基づく支援体制の整備を行い、福祉コミュニティづくりを推進するための各種事業を行った。各庁舎6地域の地域性の違いを考慮し、各地域の特性に合わせたネットワーク構築と体制整備をすすめる。住民が主体的に地域の課題と向き合い、解決に取り組めるよう更に支援する必要がある。 ○従来からのひとり暮らし高齢者に対する事業に加え、民間事業者による見守り活動の増加や、安心カード等の設置が多くに普及するなど、緊急時対応の取組みが進んでいる。ネットワーク構築・情報共有・連絡体制整備が必要である。
2 個人・家族のニーズと地域の変化に対応した地域ケア体制とサービスの整備	(1) 保健福祉サービスエリアの設定と「(仮称)地域保健福祉センター」機能の整備 (2) 各専門職や関係者による地域ケア会議の開催 (3) 退院後計画の推進や医療・保健・福祉関係機関における在宅ケアのための連携体制の整備 (4) 新たな公共交通システムなど地域の生活ニーズに対応したサービスの整備と開発 (5) 高齢者・障害者の生きがい、就労支援策の充実	○地域総合相談センターの設置等については、市民の誰もが気軽に相談できる相談支援体制整備を目指し、各地域庁舎等に集約し一体的に構築を進めている。担当職員等の一層のスキルアップが求められている。 ○在宅介護支援センターの地域包括支援センター化は計画どおり移行し、地域ケア体制の充実が図られている。今後、地域住民とともに、自助、互助、共助、公助の仕組みづくりにつなげる取組みを行う必要がある。 ○地域の生活ニーズに対応した公共交通システム、サービスについては、デマンド交通の運行やボランティア輸送活動などが実施されているが、課題整理を行い持続可能な制度の整備が求められる。 ○シルバー人材センター登録者は減少傾向にあり制度の効果的整備、安定化が課題である。障害者の就労活動の活性化には地域・企業の理解が必要であり、啓発活動を行うとともに、経営基盤の安定を図る必要がある。
3 地域リーダーの養成・確保と地域における課題解決のためのパートナーシップの構築	(1) 地域の支え合い活動を推進する地域リーダーの養成 (2) 地域における課題を解決するための住民・関係団体と行政によるパートナーシップの構築 (3) 鶴岡パートナーズ制度の活用	○地域リーダーの養成に関しては、いろいろな施策を展開し仕掛けてはいるものの、後進の養成に苦慮しているところであり、ポイントを絞った人材養成講座等、参加しやすい形式を考慮していくことが必要である。協同のまちづくりをすすめるため、リーダー、パートナーとなる人材発掘を行うと同時に、組織による役割分担、育成の取組みへの支援も重要である。 ○空き家対策については、実態調査、条例制定がなされた。適正な管理と有効活用を進めることにより、災害や犯罪のない、安全で安心な暮らしの実現、良好な住環境の整備を推進する。所有者が不在・不明の危険不良空き家の対応が課題である。 ○除雪パートナーズ支援事業の取組み等、地域福祉分野でのパートナーズ制度の活用について検討を行っているが、事業化にまで至らないケースが多く新たな事業ニーズの拡大・発掘が課題である。

重点課題	施策の方針	現 状 ・ 課 題
4 住民主体による健康増進・介護予防活動の推進	(1) 生活習慣病予防と健康づくり活動の啓発・推進 (2) こころの健康づくりと自殺予防対策の推進 (3) 介護予防活動の啓発と推進 (4) 認知症予防の推進	<p>○各種健康診査事業については、受診率向上に向けた多様な取り組みを行っているものの、受診率は横ばい状況である。</p> <p>○ひきこもり対策に対する市民の関心は高く、実態把握、自立支援のための専門職員による一元化された相談支援体制の整備が求められている。</p> <p>○高齢者の介護予防と健康づくりの対象者は毎年増加傾向であり、公的サービスだけでなく、地域の組織との連携や保険外サービスを紹介し、社会参加をめざしたマネジメントを行っている。効果的な対象者の把握が課題である。</p> <p>○今後認知症高齢者が急速に増加すると予想されることから、発症や進行を可能な限り予防するとともに、地域全体で認知症高齢者とその家族を支えるしくみづくりの実現に取り組む必要がある。</p>
5 健やかな子育てと若者の成長を応援する施策の充実	(1) 総合相談体制・子育て支援サービスの充実 (2) 発達障害者支援センター機能の整備と療育システムの構築 (3) 子ども・若者の故郷への愛着を育み、その自立を応援する取り組み (4) 若者の交流の場づくり	<p>○子ども家庭支援センターを中核に、地域子育て支援センターと連携し、育児に関する不安や悩みなどの相談、各地区の育児サークル支援、保育園での育児講座等の各種事業を行い、子育て家庭の支援を行っている。また、孤立しがちなひとり親世帯の増加などにより、様々な保育ニーズがあり、多様な保育サービスの充実と制度周知を図りニーズへ対応できる事業の継続が望まれる。</p> <p>○健康課、子ども家庭支援センター等の連携により、発達に課題がある子どもの早期からの相談支援体制が整い、相談しやすい環境となっている。今後も乳幼児期から成人期までつながった支援、一貫した療育支援のあり方を探りつつ、専門的な相談支援体制を整備する必要がある。</p>
6 利用者の求めに応じたサービスの質の保証と地域で安心して住める権利擁護システムの構築	(1) 総合的な苦情対応システムの整備 (2) 自己評価・第三者評価によるサービス評価の実施 (3) 日常生活自立支援事業、成年後見制度の普及など権利擁護システムの構築	<p>○福祉施設においては、意見・要望・苦情等第三者委員会が置かれ、苦情等対応システムの整備が図られている。指定地域密着型サービス事業所の増加に対応するため、相談員の増員が課題である。</p> <p>○介護予防事業行動計画に基づき、介護予防事業二次予防及び一時予防施策の評価を行っている。又介護保険制度の地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所では自己評価及び評価機関による外部評価を実施し公表されている。</p> <p>○成年後見制度については、相談受付件数もかなり増加し、住民への制度の浸透が図られている。社会福祉協議会の法人後見事業の開始もあり、体制の整備、充実、ネットワーク構築を図る。</p>

重点課題		施策の方針		現状・課題
7	地域経済の活性化に結びつけた施策の展開	(1)	福祉の視点に立った地域産業やコミュニティビジネスの振興	<p>○ユニバーサルデザイン商品、コミュニティビジネスは今後の展開が期待される分野であり、活用できる制度もあるが、市場での関心がまだ薄いところがあり、活用の事例が少ないため、支援制度について検討していく必要がある。</p> <p>○過疎対策については、集落ビジョン策定を支援することにより、住民主体による地域の実情に応じた集落対策を進めている。ビジョンの実現に向けた実践的な取り組みに対しても継続して支援を行う。</p>
		(2)	過疎地域における集落活動などへの支援	
		(3)	雇用対策の推進	
		(4)	高等教育・研究機関の研究成果の活用	
8	地域の防災・防犯力の強化	(1)	地域の防災体制の整備・強化	<p>○社協のボランティアセンターの支援により、町内会、自治会など地域での防災マップ作成等がすすんでいる。未整備地域への支援が必要である。</p> <p>○介護老人福祉施設等との福祉避難所指定に関する協定の締結を進めているが、数的には不足しており、又、多様な避難者のニーズに対応できる体制とまではなっていない。対象施設の拡大等整備に向け取り組みが必要である。</p> <p>○災害時における要援護者名簿を整備し、災害弱者についての避難体制、福祉避難所設置等、個人情報保護などの課題解決を図りながらマニュアル整備をすすめている。</p>
		(2)	地域における防犯対策の推進	

鶴岡市地域福祉活動計画 「おだがいさまのまちづくり計画2010」の検証

重点課題		現状・課題
1	住民主体による地域における支え合い活動の推進	
	(1) モデル地域における「(仮称)おだがいさまネット活動」の推進	○「おだがいさまネット活動」を、三瀬地区と藤島地域をモデル地域として取組み、今後他地域で推進するためのニーズ把握やネットワーク構築について地域性に配慮して効果的に進めていく手法が明らかになりつつある。
	(2) 住民福祉座談会の推進	○住民福祉座談会への支援を行ってきた結果、住民主体による座談会が活発化しており、近年増加している孤立死等地域課題を取り上げた話し合いから見守りの仕組みづくりや活動実践に繋がっている地域が増えている。第三学区の「ご近所福祉協力員」、田川地区の「田川版おだがいさまネット活動」、小堅地区の「緊急時安否確認(かぎ預かり事業)事業」をはじめ、個別の生活課題を地域の活動に繋げて実践する取組が確実に増えてきた。
	(3) 地域住民と専門職の話し合いの場「地域福祉連絡会(委員会)と地域特性を活かした支え合い活動の推進	○地域支え合いプランは、鶴岡地域以外の5つの地域で策定事業に取り組み、鶴岡地域の3つの学区・地区で同様の事業に取り組んでいる。
(4) モデル地域における「(仮称)地域支え合いプラン」の作成の推進	○孤立死等が多く発生している中で、住民リーダーの支え合い意識はかなり高まっており、さらに地域に求められる役割も多くなっているが、住民主体活動の強化のために、今後の広域コミュニティ組織体制や地域福祉を推進する団体の事務局体制や財政支援等のあり方の検討が必要。	
2	地域で安心して暮らしている個人・家族への支援と地域包括ケアの促進	
	(1) 在宅ケアを継続できる支援システムづくり	○「移動」「買い物」「認知症」等に関する課題があるが、特に「認知症高齢者徘徊SOSネットワーク」が平成27年からスタート、また、地域ケア会議や地域住民も交えた地域ケアネットワーク会議等が各地域ごとに頻繁に開催されるようになり、各地域の関係団体では支え合い意識向上に繋がっている。
	(2) 地域福祉分野と施設との連携・協働による在宅ケアの推進	○移動支援は、福祉有償移送サービス事業だけでなく、タクシー会社や民間業者も含め鶴岡市全体で新たなサービス開発を視野に入れた検討が必要。
	(3) 介護者、障がい児・者など当事者団体への支援の充実	○地域福祉分野と市社協の施設が連携し、独自事業として介護予防「なり元気塾」を各地で開催し、修了者が新たな地域サロンを立ち上げる等、個人の健康づくりにとどまらず地域活動にも繋がっている。
(4) 新たなサービスや社会資源を開発する総合調整・開発体制の検討	○精神障がいの方やひきこもりに関する相談等が増えており、医療分野を含め多職種連携をさらに強化した取組みが必要。	
3	住民に身近で利用しやすい相談支援体制の整備	
	(1) 総合的な相談支援機能の強化の検討	○「地域保健福祉センター機能の整備」として、行政、社協、包括のワンストップ型相談窓口の設置を平成25年度温海地域で、平成27年度羽黒地域で行った(朝日は現在準備中)が、藤島、榊引地域はまだ協議されておらず、鶴岡地域の保健福祉サービスエリアの再検討とワンストップ体制のあり方とともに、検討課題である。
	(2) 複合的な課題に対応できる体制や関係の構築	○平成27年4月から、生活困窮者自立支援事業がスタートし、市役所に市社協職員を配置して、相談支援事業を始めた。ひきこもり、精神疾患等様々な問題を抱えた相談が多数寄せられ対応しているが、相談窓口と併せて出口となるサービスや支援がまだまだ不足しており、民間企業や社会福祉法人、農業・漁業等の関係者とネットワークを築いて受入れ先を増やしていく必要あり。
(3) 相談支援における積極的な地域への対応		

重点課題		現状・課題		
4	福祉意識の啓発・地域の福祉活動を進める人材の発掘と養成	(1)	住民主体の地域福祉活動を担う新たな人材の発掘と養成	○市と共催の「地域福祉リーダー養成研修」を、市全域対象から地域や学区・地区ごとの開催としたことで、参加者は増え身近な地域での地域福祉活動を担う人材養成の一助にできた。ただ、広域コミュニティ組織等のコーディネーター等新たな人材発掘に繋げるためには今後の取組を検討する必要あり。
		(2)	民生委員・児童委員、主任児童委員活動との連携強化	○鶴岡以外の5つの地域で、鶴岡地域の学区・地区社協や各地域の住民主体による地域福祉活動を学ぶ合同研修会を開催し、地域によっては自治振興会設置と併せて住民主体活動の推進に向けた意識向上について成果がみられた。
		(3)	さまざまな地域資源を活用した福祉意識の啓発	○民生委員・児童委員、主任児童委員との連携は、特に個別困難ケース対応での関係職員による支援が増え、活動のサポートに繋がっているが、市全体で福祉協力員制度等によってサポートする仕組みをつくっていないため、今後鶴岡市全域で有効な取組みや仕組みづくりの検討が必要。
5	ボランティアセンター機能の充実、運営体制の整備	(1)	ボランティアセンター機能の強化	○この計画を実践する期間の、相当多くの時間を東日本大震災への支援に関する業務を、ボランティアセンターが担うことになり、計画どおりに取り組めなかった事業もあったが、「ボランティアセンター運営委員会」で今後のセンターのあり方や取組等を議論する機会をつくり、基本的な方向性を示すことができた。
		(2)	ボランティア・市民活動団体、事業所とのネットワークづくり	○以前にはほとんどなかった、ひきこもりや不登校の若者に関する個別相談が増加し、関わった若者が就労できた等の事例も少しづつでてきた。このような個別相談支援や、日常生活支援総合事業等における、今後のボランティアセンターが担う役割や他機関・団体等とのネットワーク構築について、検討・整理する必要あり。
		(3)	小地域におけるボランティア活動への支援	○東日本大震災の支援に関わってきた経験を活かして、市地域防災計画に盛り込まれている「災害ボランティアセンター設置・運営」を、いざという時に着実に実践するための準備を計画的に行っていくことが必要。
6	子ども・若者の社会参加と福祉教育の推進	(1)	体験プログラム・福祉学習プログラムの充実	○福祉学習に関する取組は、福祉学習サポーター設置、障がい当事者によるゲストティーチャー協力、小中学校での福祉学習の実施、研修会の開催等々、ボランティアセンター運営委員会やサポーター会議等で取り組み方の議論も重ねながら、積極的にプログラムの充実に努めた。
		(2)	中学生・高校生などの社会参加と交流の機会や場の提供	○ただし、学年等による段階的なプログラム作成とその実践、市内全地域へのサポーター設置、地域住民も含めた福祉教育のあり方等、「福祉学習の鶴岡モデル」の確立に向けてモデル的な取組を行っていく必要あり。
		(3)	孤立しがちな子ども・若者たちへの支援のあり方の検討	
7	権利擁護活動の充実と基盤整備	(1)	日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援などの権利擁護についての相談支援体制の充実	○日常生活自立支援事業は、年々契約数が増加し精神障がいの方も多い状況にある。ただ、限られた職員体制での対応には限界もあり、今後支援件数が増加することを想定した、体制整備、財源確保等の課題を解決する必要あり。
		(2)	成年後見制度利用支援の基盤整備	○成年後見については、この計画では「法人後見の検討」としていたが、平成25年度から法人後見事業に取組み、平成27年9月現在で14件受任している。今後、ますますニーズが多くなることが予測されることから、市民後見人の養成、制度の普及啓発、手続に係る相談支援体制について検討する必要あり。
		(3)	虐待防止に関する市民への理解・啓発の促進と虐待防止ネットワークの機能の充実	○虐待防止については、高齢者、障がい者、児童とそれぞれの部署において連携し研修会を開催し、虐待防止に関する意識や予防に努めている。今後も継続して、虐待の早期発見と対応を目的として地域の見守りや関係者の連携支援体制を強化していく必要あり。

重点課題		現状・課題
8	地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化	※市社協内部に関する重点課題であり、各担当部署において、「発展・強化計画」「事業経営計画」の検証作業を実施中。
	(1) 鶴岡市社会福祉協議会「発展・強化計画」「事業経営計画」の着実な実施	
	(2) 体系的な職員研修と住民の福祉活動への支援体制の整備	
	(3) 苦情対応やリスクマネジメント、サービス評価などのサービス運営管理システムの構築	

「鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定における

地域福祉に関する重点的な課題」

2015 年 10 月 2 日

【支え合いの仕組みづくり部会】

○ 介護保険、医療制度等の持続可能性の向上の必要性

鶴岡市の高齢化率は、2014(平成 26)年度に 30.4%となり、2015~2017(平成 27~29)年度の第 1 号被保険者の介護保険料の基準額は、6,242 円に上昇し、団塊の世代が全て後期高齢者となる 2015(平成 37)年度には、同 8,980 円となることが見込まれている。

市民への過度の負担を極力減らし、財政的な安定性を維持するためにも、今後制度の効率的な運営や介護予防、健康寿命の推進などにより、介護保険制度や医療制度の持続可能性を高めていくことが強く求められる。

○ 地域包括ケアに関する推進体制の整備と推進

医療・看護・介護・住まい・生活支援サービスなどを横断的、効果的に提供し、これまで住んでいた地域で安心して暮らせる「地域包括ケア」を開発し、その普及を図るためには、行政における横断的な推進の仕組みと組織が整備され、効果的に運営する必要がある。

地域包括ケアの推進は、これまでの行政の各部署の機能を、有機的にまた効果的に連携させ、一体的に進める「(仮称)地域包括ケア推進室」を設置するなど、地域包括ケアを継続的・発展的に進める体制の整備が求められる。そして、市民や関係機関が参加する「(仮称)地域包括ケア推進会議」により、地域包括ケアの推進を強力に進める体制づくりが求められる。

○ 認知症等の介護者への支援策の強化の必要性

鶴岡市においても、高齢化や核家族化の進展により、今後、老老介護や男性による介護、高齢者の介護と子育てや障害者のダブル介護などの世帯が増加することが予測される。また、介護を理由とする離職なども増加することも予測される。特に今後相当増加することが予測される認知症の方の介護負担は、相当大きいことが知られている。

このような介護者の置かれた状況を的確にアセスメントし、その精神的・肉体的介護負担を軽減するためのケアプランの充実や健康の維持、就労などの社会参加の保障、介護知識や技術の修得、介護者間の相互交流や情報交換など介護者への各種の支援策の充実を図る必要がある。

特に、認知症高齢者においては、地域における認知症に関する理解の普及、徘徊

防止や認知症サポーターの有効活用や認知症カフェなど認知症に対応する地域資源のさらなる整備と開発が求められる。

○ 地域の特性に応じた地域資源やサービス提供体制の開発・整備

過疎・超高齢地域や市街地、また雪害の状況など、鶴岡市における多様な地域の特性に応じて、各種の通所や訪問型サービス、住宅や交通・移送サービスに関する施策など地域資源やサービス提供体制を開発・整備する必要がある。

* [例] 過疎地における「小さな拠点事業」事業の活用など

小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店・診療所などの生活サービスや地域活動を、歩いて動ける範囲でつなぎ、各集落とコミュニティバスなどで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく。新しい集落地域の再生を目指す取り組み。

○ ワンストップの初期相談支援体制や地域ケア会議の充実

高齢者の介護や子育て、障害者や引きこもりなどに関する複合的な課題を抱えた家族に対して、ワンストップで相談に乗り調整する総合的な初期相談支援体制の整備をさらに進める必要がある。

また、地域包括支援センターが中心となって実施している個別の事例検討をしている「地域ケア個別会議」をさらに充実するとともに、現在、日常生活圏域において地域課題の発見や解決に取り組んでいる「地域ケアネットワーク会議」の拡充を図る必要がある。子育てや障害者、生活困窮者などに関する多職種連携や地域単位のネットワークの形成を図る必要がある。

○ 介護人材の確保と養成

現在、入所施設のケアワーカーや訪問介護事業所におけるホームヘルパーなどの人材の不足がすでに深刻化している。今後の高齢化の進展による介護人材などの不足は、さらに深刻化することが予測される。

介護職員初任者研修の受講費支援など介護人材などの確保のための施策を図るとともに、その待遇の改善、知識や技術の修得など養成のための施策を推進することが求められる。

[例] 島根県浜田市 シングルペアレント受け入れ事業

【生活困窮・権利擁護部会】

○ 関連部局による生活困窮に関する問題に対する連携した取り組みの体制整備

準生活保護世帯、子どもや若者の貧困や引きこもり、家庭内暴力、ごみ屋敷問題、未婚の子どもと老親世帯の共倒れ危機、触法障害者・高齢者など生活困窮や社会的に孤立している個人や世帯の問題に対し、福祉部局だけでなく、保育所や学校・教育委員会、住宅部局における居住支援協議会、司法関係者、ハローワーク、若者サポートステーションなどの関係機関が十分に連携し取り組む体制を整備する必要がある。

○ 生活困窮者自立支援事業の拡充

2015年度から開始された生活困窮者自立支援事業制度における自立相談支援事業の成果と課題を踏まえ、その他の生活困窮者世帯の子どもの学習支援事業などの任意事業の必要性について検討するとともに、一時避難所（シェルター）や生活寮、就労支援プログラムなどの地域資源の整備や開発のあり方などについて検討する必要がある。

○ 意思判断能力が不十分な方の権利擁護体制の拡充

高齢化の進展とともに、独居の認知症高齢者が増加するとともに、知的障害者、精神障害者の親族が高齢化することによって、意思判断能力が不十分な人々の財産・金銭管理、生活支援ニーズがさらに増加することが予測される。

日常生活支援事業の支援員や後見人の人材確保策を図るとともに、任意後見に関する啓発、法人後見の拡充、障害者の居住サポート事業、公的保証人制度の整備など意思判断能力が不十分な方の権利擁護を図るさらなる体制の整備が必要とされる。

○ 行政や関係機関、民間事業者の従事者への権利擁護の対応の充実、指針の必要性

昨今、国内で有料老人ホームや無認可保育所、障害者の事業所において虐待事件が発生し、広く報道されている。また、無届け介護ハウスやサービス高齢者住宅が急激に増加している傾向にあり、そのサービスの質が不透明であると指摘されている。また、高齢者や障害者への詐欺などの犯罪も減少する傾向にない。

障害者への差別解消や生活困窮者への自立支援、認知症高齢者などの権利擁護やその支援のあり方について、行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、意思判断能力が不十分な方への権利擁護の対応について、研修の実施や指針の作成や普及などを通して徹底を図る必要がある。

[応援団づくり部会]

○ 住民主体による小地域福祉（おだがいさまのまちづくり事業）活動の普及・拡充

人口減少・高齢化などの進展により、独居高齢者の増加や社会的に孤立している個人や世帯が今後とも増加することが予測される。現在、学区・地区社協、町内会・集落等の自治組織、または住民団体を単位とした住民主体による小地域における地域福祉活動が市内の各地において徐々に活性化している。

今後、さらに先進的な活動への支援の拡充とその普及・啓発を図るとともに、地域住民自身が地域課題を共有化し、協力して地域の特性に応じて取り組む小地域福祉活動をさらに広く普及と拡充を図る必要がある。

○ 個別支援と地域支援を結びつけるコミュニティソーシャルワークの推進体制の整備

鶴岡市においては、2012～14（平成24～26）年度において、社会福祉協議会や行政、社会福祉法人の従事者に対するコミュニティソーシャルワーク実践者養成研修を実施し、その修了者は100名を超えている。

今後、さらにその資質の向上を図るとともに、中学校区を単位として、複数のコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）によるチームアプローチによって、個別支援と地域支援を結びつけるコミュニティソーシャルワークを展開可能とする体制の整備を検討する必要がある。

○ 高齢者などの閉じこもり防止と介護予防・健康増進活動の推進

今後の高齢化の進展に伴い、独居高齢者や老老介護の大幅な増加が予測される。今後、高齢者の閉じこもりを防止するとともに、地域の中で高齢者や住民が相互に豊かに交流し、閉じこもりを防止することがますます重要となる。各町内会や集落単位において、高齢者などの交流活動、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）や認知症の予防などを日常的に行う健康増進活動を普及するために、保健師やコミュニティソーシャルワーカーなどの専門職による支援を拡充する必要がある。

[例]・三重県伊賀上野市 忍にん体操の普及

・島根県松江市淞北台団地 人口1,321人、高齢化率38%、要介護認定率16.9%（周辺地域19.6%）各種の趣味・交流活動で年間延べ1万人の住民が参加

○ 介護保険における要支援者に対する新たな地域支援事業の推進

2015（平成27）年度の介護保険制度の改正により、介護保険における要支援の高齢者に対する生活支援サービスを各地方自治体による新たな地域支援事業として、2017（平成29）年度までに開始することとなっている。このため、要支援高齢者

の生活支援におけるニーズを明確化するとともに、生活支援のための担い手やサービスなどの地域資源の開発や支援が必要な高齢者のニーズと資源のマッチングを行う生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）の配置を促進する必要がある。

また、住民組織やNPO団体などの多様なサービス提供主体による定期的な情報共有及び連携強化の場として、協議体を設置し、生活支援体制の整備を推進する必要がある。その際、高齢者や障害者などが参画するコミュニティ・ビジネスとしての可能性などを探る必要がある。

○ 地域住民の生活困窮問題や障害者差別解消に対する理解や協力の啓発

生活困窮や引きこもり問題など社会的に孤立している個人や世帯に対する地域住民の理解や協力について啓発を促進し、早期の発見や関係機関への通報などによって問題が深刻化する前に介入することを促進する必要がある。

また、2018（平成 25）年にいわゆる障害者差別解消法が制定され、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的制約や社会的障壁を取り除くために、国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことが求められており、子ども若者も含めた啓発活動が求められる。

このような問題に対し、予防や早期介入の必要性や無知や偏見、差別を防止するために、行政や社会福祉協議会、関係機関による各種の啓発事業や理解を図る活動を強化する必要がある。

○ 社会福祉法人や各種事業者等による地域公益活動の推進体制の整備

今後の人口減少、高齢化の進展などによって生じる様々な地域福祉の課題への対応は、これまでの行政や社会福祉協議会だけでは、十分に担いきれないと考えられる。また、社会福祉法の改正により、社会福祉法人の地域公益活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など）が義務化され、今後、社会福祉法人が有する様々な資源を活用した地域公益活動が推進されることが期待されている。

また、鶴岡市における企業、商工会、農協、漁協、森林組合、生協などの事業者や関係団体において、地域福祉に関する課題への理解や協力を推進する体制を整備し、社会福祉法人や関係事業者・団体がその特性を十分に活かし、連携して地域福祉に取り組むことを推進する必要がある。

○ テーマ型募金など地域福祉の課題に取り組む民間財源、資源の拡充

地域福祉に関する様々な課題が増加する一方、周知のとおり公的な財源の状況はますます厳しさを増すことが予測される。地域福祉に関わる住民団体や民間組織が

行政の補助金に依存しないためには、住民や企業の寄付などによる民間財源を拡充させていく必要がある。

そのためには、地域において優先的に対応が求められる課題について、テーマ型募金を実施することや遊休農地や空き家の有効活用など地域に埋もれた資源を最大限に活用していく手法の開発が求められる。

[例] 香川県宇多津町 10年間共同募金の増加、学校応援募金の実施